

秩父市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の新型コロナウイルス感染症の感染症拡大防止対策を奨励することにより、市内の感染拡大の防止を図り、もって市内事業者の経済活動を推進するため、予算の範囲内において秩父市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 感染症拡大防止対策 各業種において作成された新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに基づき行う感染症拡大防止のための取組をいう。
- (3) 秩父市電子申請・届出サービス 埼玉県市町村電子申請・届出サービスを利用して市が行う電子申請・届出サービスをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に対面による接客を主とする店舗を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる業種（チェーンストア、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を除く。）に該当する者
 - ア 日本標準産業分類表大分類「卸売業、小売業」のうち中分類「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「機械器具小売業」又は「その他の小売業」
 - イ 日本標準産業分類表大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類「宿泊業」又は「飲食店」
 - ウ 日本標準産業分類表大分類「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」
 - エ 日本標準産業分類表大分類「教育、学習支援業」

オ その他市長が必要と認める業種

(2) 感染症拡大防止対策を実施し、かつ、当該感染症拡大防止対策を継続して実施しようとする意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(3) その他市長が適当でないと認める者

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、1店舗につき5万円とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、奨励金の交付の対象となる事業所ごとに秩父市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策奨励金交付申請・請求書（様式第1号）又は秩父市電子申請・届出サービスにより、関係書類を添付して令和2年8月31日までに市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、秩父市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策奨励金交付決定通知書（様式第2号）又は秩父市電子申請・届出サービスにより当該交付申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第8条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付された奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたものと認めたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情がある

と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。